

○議長（小林哲雄）

日程第１２ 議案第１２号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、平成２７年度から平成２９年度までの各年度における第１号被保険者の保険料率を定め、また、改正介護保険法に規定される介護予防・日常生活支援総合事業への移行を円滑に行うため猶予期間を設けたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第１２号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、１ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例（平成１２年開成町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、今回の改正について、先にご説明をさせていただきます。平成２７年から２９年度の第６期計画の３年間の介護保険料を決めるに当たりましては、３年間の介護サービス給付費の合計をもとに推計をしていきます。介護給付費につきましては、国の指定の推計シートや、国の示す指針、あるいは開成町の高齢者の人口の推移や要介護認定の推移、そして、過去の介護給付費の動向等を踏まえ、推計をします。そして、その給付費に対して、介護保険法に基づきまして、給付費の２２％程度を第１号被保険者、６５歳以上の高齢者が負担する想定で第１号被保険者の保険料を決定していきます。

今回の保険料率を決めるに当たっての特徴的な点を先にお話しさせていただきます。

一つ目は、開成町の高齢者人口と要介護認定者の伸びについてです。開成町の人口は、平成２６年１０月１日現在で１万６，６９１人でありまして、そのうち高齢者は３，８３３人で、高齢化率２３％となっております。平成２６年度の要介護認定者数は５２９人で、要介護認定者の伸びは、前年度から比べまして１０．４％の増となっております。２７年度５８９人、２９年度には７００人を超えると見込んでおり、それに伴いまして、給付費全体も増加傾向にございます。

今後は、介護サービスの必要性がさらに高まることを見込まれ、利用者の増加に伴い、介護保険料の負担の増加というところは避けられない現状でございます。

次に二つ目として、国としての動きとなります。総費用額のうち、国が20%、県と町が12.5%それぞれ負担することになっております。また、調整交付金が5%、残りの第2号被保険者保険料を差し引いたものが、第1号被保険者の保険料になります。第2号被保険者の保険料で賄われるのは28%、残りの22%ということで、第1号被保険者が負担することになっております。こちらのパーセントにつきましては、第5期においては、40歳から65歳までの2号の被保険者の割合は29%、それが1%減りまして28%、逆に第1号被保険者の負担割合が21%から22%に改正されて、1号の被保険者の負担率が増加しているという傾向になってございます。

また、開成町の場合、国の調整交付金の5%が全額交付されませんので、その負担不足分につきましては、第1号被保険者が負担することとなります。

以上の要因によりまして、介護保険料の基準額を5,150円とし、前回の基準額の4,300円と比較いたしまして、19.8%の伸びとなっております。

開成町としては、少しでも保険料の上昇を抑制するための対策といたしまして、3項目のことについて考えております。

一つ目は、町の介護給付費の準備基金のとりくずしということで、平成26年度末の介護給付費準備基金残高といたしましては、3,000万円の見込みで、全額とりくずし、第6期の保険料の上昇抑制に充てております。影響額といたしましては、月額192円という金額になってございます。

二つ目といたしましては、多段階の設定でございます。多段階化の設定につきましては、地域の実情に応じて、保険料の設定及び課税層の段階を増やすことが可能となっております。

開成町は、第4期から低所得者の負担増への配慮と、高所得者への見合った負担を考慮してということで、多段階化を導入してございます。

第6期におきましても、多段階化として、13段階までの設定は現行と同様になっております。

しかし、第5期においては、本人の前年の合計所得金額が600万円以上の方に調整率を1.95とし、第13段階とさせていただきましたけれども、第6期につきましては、本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方に調整率が2.0の第12段階、本人の前年の合計所得金額が800万円以上の方が、調整率2.1の第13段階として所得や負担能力に応じた保険料額を賦課しています。

三つ目といたしましては、低所得者の負担軽減になります、世帯非課税の方については、新たに公費負担による軽減の仕組みが導入され、さらなる負担軽減を図ることになってございます。国は1号の保険料につきまして、給付費の5割の給付とは別枠で交付費を投入しまして、低所得者の保険料の軽減を強化する方向性を出しております。世帯非課税の方について、新たに公費負担による軽減の仕組みを導入しております。

平成27年4月におきましては、市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象にする第1段階の方に公費を投入させていただいております。

以上が、今回の介護保険料の設定に関しての主な考え方となります。

それでは、条文をもとに改正後と改正前でご説明をさせていただきたいと思います。

また、本日、机上に資料等を配付させていただいておりますので、参考にご覧いただければと思います。

では、最初に、第5条の保険料率に関する規定となります。第1項ですが、保険料率を設定する期間については、介護保険法第129条の規定によりまして、3年ごとに財政の均衡を保つため、保険料の見直しが必要となりまして、平成24年から26年度を平成27年から29年度に改めるものでございます。

次に、改正後の第1号になります。こちらは開成町でいう、保険料の第1段階を示しております。第1段階の金額は、3万900円になります。3万900円の算出方法でございすけれども、基準額の5,150円に12カ月を掛けて計算をしまして、調整率の0.5を掛けております。調整率の0.5は、改正前と同じになってございます。この段階については、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げるもので、生活保護の方、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方、また世帯全員が市町村民税非課税で、ご本人が前年の課税年金収入と合計所得金額との合計が80万円以下の方になってございます。

続いて、改正後の第2号になります。こちらは第2段階のことを示しております。金額的には、4万2,020円になります。ここに該当する方は、政令第39条第1項第2号に掲げるもので、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入と合計金額の合計が80万円を超え、120万円以下であるものとし、調整率0.68を掛けてございます。

続きまして、改正前の表に掲げる第3号でございす。こちら第3号につきましては、第5期に新たに設けられた特例となってございますので、第6期については削除させていただきます。

次に、改正後の第3号になります。調整率0.72になりますけれども、こちらは第5期と同様でございまして、金額といたしましては、4万4,490円でございます。こちらは政令第39条第1項第3号に掲げるものでございまして、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上であるものになります。

次に、改正前の第5号になります。こちら第5号と同様に、第5期に新たに設けられたものでございすので削除させていただきます。

続きまして、2ページ目になります。改正後の第4号、第4段階となります。こちらは政令第4号に掲げるもので、本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、調整率は0.95で、第5期と同様で、金額が5万8,710円になります。

続いて、改正後の第5号、第5段階となります。こちらは基準額の段階でございす。が、政令第5号に掲げるものでございまして、本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える方で、月額5,150円、年額といたしまして6万1,800円となっております。

続きまして、改正後の第6号、第6段階となります。第6段階以降につきまして、全て本人が市町村民税課税者で、合計所得金額で分けてございます。

アといたしまして、本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方で、調整率の1.2は第5期と同様で、年額は7万4,160円となっております。

次に、イの対象者でございますけれども、本来、適用すべき所得段階の保険料を負担すると、生活保護が必要となり、それにより低い段階の保険料であれば、保護を必要としなくなる場合には、それより低い所得段階の保険料が適用できるように定めているものでございます。

以下、第12号までのイの部分については、同様に規定されていますので、説明は省略させていただきます。

次に、改正後の第7号、第7段階でございます。アの段階といたしましては、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満のもので、調整率1.25といたしまして、7万7,250円が年額となっております。

イの要保護者に関しては、第6号と同様のため、省略をさせていただきます。

続きまして、改正後の第8号、第8段階となります。こちらは合計所得金額が190万円以上290万円未満という方で、調整率を1.55とし、9万5,790円となっております。

次に、3ページになります。次の第9段階は、合計所得金額が290万円以上400万円未満という方で、1.7の調整率で10万5,060円となります。

改正後、第10号、第10段階でございます。合計金額が400万円以上500万円未満ということで、調整率1.8で、11万1,240円でございます。

続いて、改正後、第11号、第11段階でございます。合計所得金額が500万円以上600万円未満ということで、調整率1.9で、11万7,420円でございます。

改正後、第12号、第12段階でございます。合計所得金額が600万円以上800万円未満の方ということで、調整率2.0で、12万3,600円でございます。

改正後、第13号、第13段階でございます。合計所得金額が800万円以上の方で、調整率2.1で、12万9,780円でございます。こちら13段階を全各号のいずれも該当しないものとするとし、低所得者の負担軽減に伴い、負担能力に応じた負担を求める観点から、調整率2.1を規定をさせていただきました。

次に第2項で新設になります。所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から29年度までの各年度における保険料率は、前同号の規定にかかわらず、2万7,810円とする。これは低所得者の負担軽減となります。

第6期は世帯非課税の方に、新たに公費負担による軽減の仕組みを導入され、さらなる負担軽減を図ります。

平成27年4月には、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方を対象にする第1段階の方に対し、0.05分の公費を投入し、軽減の仕組みを導入しております。

次に、第7条、賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う賦課の

規定でございます。

第3項になりますけれども、介護保険法政令第39条第1項の条項ずれによりまして、改正するものでございます。

次に、5ページになります。附則となります。附則の追加として、第7条といたしまして、新設をするものでございます。第7条といたしまして、改正法附則第14条規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置となります。これは医療・介護総合確保推進法による介護保険法改正後の第115条の45に係る規定でございまして、平成27年4月1日以降に実施する場合、経過措置と定めることが必要になってきておりまして、ここに規定をするものでございます。

第1項でございすけれども、法第115条の45第1項に規定する介護予報・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとするということで、こちらは介護予防の日常生活支援総合事業の経過措置を規定させていただいております。

第2項になります。こちら第2項第4号に掲げる事業ということで、在宅医療・介護連携推進事業の経過措置となっております。

第3項は、第2項第5条に掲げる事業でございまして、生活支援体制整備事業の経過措置。

第4項は、第2項第6号に掲げる事業ということで、認知症総合支援事業の経過措置についての規定になってございます。これらの4項目については、第6期中に円滑な制度移行ができるように順次準備をしまして、体制整備に努めていきたいと思っております。

次の6ページ目になります。附則となります。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2項、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお、従前の例によるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

11番、井上宜久議員。

○11番（井上宜久）

何点かちょっと教えてもらいたいことがあるんですけど、今回の標準額、5期から6期に移るには、基準額で850円アップをして、3期からずっと連続上がっているんですけど、その要因として、5点挙げられましたけれど、3年間の給付費、高齢化率、それとその中で5点の中で、一番ウエートの高い要因というのは、何と何かというのを教えていただきたいというのと。

あと高齢化率が、27年度で何%、29年度で幾つになるかと、その辺の予測ですね。

その辺を教えてください。

それと5期のときには、制度の改正が大分ありましたけれども、6期に移るに当たっては、特に制度の、介護施設の導入というのは考えられていないのかどうか。まず、その辺3点、教えてください。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、ご説明をさせていただきたいと思います。決して早口なタイプではないので、済みません。失礼いたしました。

まず1点、一番高くなった要因ということにつきましてでございますけれども、まず、1点目は、高齢者が今までの3年間、第5期の3年間で、15.2%ほど伸びてございます。第6期につきましても、3年間で9%近く伸びるであろうということで想定をしております。

そのうち高齢者が伸びているということはございますけれども、後期高齢者の割合が第5期の場合は、3年間で17.5%の伸びであったものが、第6期の3年間では20.9%ということで、前期と後期高齢者の割合が、後期高齢者の人数が徐々に増えていくという想定で人口推計をしております。その関係で、今現在も後期高齢者は4人に1人が要介護認定者になってございますので、後期の高齢者の人数が増えるイコール認定者が増えるということになりまして、最終的には、27年度要介護認定者589人ということで、29年度には、一応739人になるであろうということで推計をさせていただいています。その中で認定者が増えると、サービスを利用する方も増えるということなので、必然的にどうしても介護保険制度そのものは、みんなで支え合う制度でございますので、みんなで負担するということで保険料の上昇はやむを得ないかなというふうに判断しております。

2点目の高齢化率でございますけれども、ここにきまして、若干南部の関係で人口増が1月、2月と極端に増えてございます。

一部、人口推計を見直させていただく中で、最終的に27年度の高齢化率としては23.4%、29年度には、23.9%という形で、徐々に高齢化率も伸びているというような傾向で考えております。

ただ、最近、転入して来られる方は、比較的若い方が多いので、その社会増になったものが、そのまま高齢者につながるということではないので、若干その部分については、保険料を考えるに当たっては、若い人たちが増えているということで、町としてもいい傾向なのかなと捉えてございます。

続いて、三つ目の6期の保険料を決めるときに、介護保険施設が町内に1カ所できるということで、かなりその新たなサービスが加わるということで特養も含めてですけれども、一人1年間入所すると300万円以上かかるというところ、その部分が、かなり6期の介護保険料に影響しているということでご説明させていただきました。

ただ、失礼しました。それは5期の話ですね。第5期の保険料を決定するときには、

その新たな施設が新しくできるというところが影響されておりましたけれども、第6期については、新たな施設が、特に入所の施設が新規に増えるというような状況はありません。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

ありがとうございました。よくわかりました。

あと1点教えていただきたいのは、一般町民に結構説明すると理解を得るんですけども、近隣で5期のときには、確か湯河原に次いで高かったというあれがあるんですけど、6期の5,150円だと、近隣ではどのくらいのレベルなのか。できれば県の平均の金額あたりを教えていただきたいのと。

もう一点、広報をどう進めていくか。その辺をお願いします。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、1点目の県平均になりますけれども、県平均第5期につきましては、4,787円という数字でございました。ただ、6期につきましては、5,465円ということで、トータル的には14.2%の伸びということで、一応2月23日現在の取りまとめの状況になってございます。それぞれ各市町村が3月議会で上程しているところもありますので、この辺の県の平均というのは、若干変動する可能性もあると捉えておりますけれども、第6期の県下の平均は5,465円ということになってございます。

あとほかの町の状況というところなんですけれども、ほかの町につきましても、3月議会上程をしていくというところで、まだ確定をしていないところもほとんどございますので、具体的な数値というのは差し控えさせていただければと思っておりますが、1市5町の中で開成町は高い状況になってございます。

済みません。もう一点、広報につきまして、こちら可決後は、今、直近で間に合うのが5月号の広報になりますので、5月号に掲載していくことと、あとホームページ、あと本算定6月になっておりますので、本算定をするときには、新たな保険料ということで、それぞれの個別の通知に、新たな保険料を記載して、個別通知をするものを従来どおりやっていきたいと思っております。

また、かなり介護保険法については、ここで第6期、かなり法律的にも変わっていく部分がございますので、地域に出て、介護予防事業等で地域に出たときに、時間がとれる場合は、口伝えでPRをしていければと思います。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。第5条のところの2項の4万2,020円というのが気になりました。相対的にアップ率としては12%から16%ぐらいのアップ率になるのかなと思い

ますが、この部分の調整率が0.68ということで、非常にアップ率が高くなっているんですね。61%以上のアップ率になっております。世帯全員が非課税であるということと、あと所得が80万から120万以下ということで、どちらかといったら低所得者じゃないかと判断するんですが、ここで調整率を0.68%掛けることで、4万2,020円という金額になってきます。非常にアップ率が高いということで、徴収に関して、今後、滞納、現状でも滞納というのはあるのですが、滞納の幅が広がっていくんじゃないかなという感じがしますが、その辺のところ、どういうふうに見ておられるか、教えてください。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

今のご質問にお答えさせていただきます。資料の一覧表になっているものを、ちょっとご覧いただけますでしょうか。第5期の場合は、第6期の第1段階が二つに分かれておりますので、最終的に第5期の第1段階と第2段階は、第6期の第1段階になりまして、第5期の第3段階が、第6期の第2段階になりますので、0.68という数字は、第5期と同様のものを使っておりますので、アップ率そのものは同様のものを使っているもので、同じというふうに捉えてございますけれども。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それはわかるんです。そうですけれども、非常に金額的に上がりますので、滞納等が心配かなと思うんですが、その辺のところ、どういうふうにお考えになりますかということです。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

全体の基準額が増えた関係で、大きく伸びるところのご指摘だと思います。当初、国の施策としては、第6期の第3段階まで公費を投入してというところで考えていた部分がございまして、急遽、本当に1月、2月にかけて、国の方向が変わって、27年4月1日については、第1段階のみ公費投入だということで結論を出しております。

この辺、国からの指導の中にも、国の制度とは別に公費を投入するということもそれは構わないかという質問に対して、国は本来公平にみんなが負担するものだということに捉えてございますので、それは余りやらないでいいというような内容の通知でございました。

ですので、全体のパイ、金額が増えるということで、負担も増えるということもございまして、第5期の調整率と同様のものを使うということで、その辺はご理解を得るしかないのかなというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

2 番、高橋久志議員。

○ 2 番（高橋久志）

2 番、高橋です。先ほどの説明の中で、近隣の状況のお話がありましたけれども、1 市 5 町の中で、開成町については、高い状況であるというお話がありました。今回の基準値の関係で申し上げるならば、現行保険料が 4, 3 0 0 円、5, 1 5 0 円で 1 9. 8 %、これを何とか低く低減できないかということで、町もいろいろ苦勞されているという形は受けますけれども、そこで質問させていただきますが、これを低減させていくと、こういう工夫の中で説明がございましたけれども、いわゆる準備基金を全額とりくずすということは、今現在の準備基金、これが残りはゼロというふうになってくるのか。というのが一つあります。

それから、2 点目は多段階の関係で、開成町 1 3 段階、国は 9 段階という形でそれよりも多段階化しているということについては理解をしておりますが、全国的ないろいろな状況を見ますと、所得の多い方に、もっと多段階に枠を広げた形で対応している自治体もあるということで、前回並みの 1 3 段階よりもやはり拡充をするという方向性は検討されなかったのかどうかの件でございます。

それから、もう一つは、低所得者の関係も話しました。軽減の話ですが、そこでちょっと確認しておきたいのは、今回の表の中の第 1 段階並びに第 2 段階について 0. 5、いわゆる調整率、これを 0. 0 5 は公費投入すると。ということですから、具体的にいえば、0. 4 5 が国の指針であると。そのプラス 0. 0 5 は公費投入すると。この公費投入の関係でいえば、私の受けとめている考え方は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1、公費の関係ですね。こんなふうに私は受けとめているんですけれども、これは公費投入というのは、町としてですよ。今回提案されていますから、これが 0. 0 5 は開成町が負担すると。こう受けとめていいのかどうかですね。

もう一つ、今回の第 6 期の改定において、パブリックコメントをされているという話を受けているわけですが、1 月下旬から 2 月下旬、今回の 6 期の関係だけじゃなくて、高齢者保健福祉も兼ねているかと思うんですけれども、このパブリックコメントの結果というのは、どんな状況だったのか、あわせて報告を願いたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。まず、1 点目の準備基金の関係になります。平成 2 5 年度末の準備基金は、3, 9 9 4 万 8, 0 0 0 円という金額でございました。これから 3 月補正でご審議いただくものもございまして、この 2 5 年度末の基金を約 7 0 0 万円ほどとりくずす方向で給付費に充てているというような状況がございまして、2 6 年度末の基金の残といたしましては、約 3, 0 0 0 万という金額が出てくるというふうに捉えてございます。

保険料の上昇を抑えるためにというところで、先ほど一番初めに高齢者の伸び等も踏まえた中で、第 5 期、第 6 期の高齢者の伸びというのは、かなり増えているという状況

がございまして、第7期の3年間につきましては、その伸びは、今の推計によりますと、若干抑えられるかなというところも捉えてございますので、その先、また、第8期の3年間になりますと、また、団塊の世代の方が75歳に到達するということで、また、かなりの割合で認定者が増えるということで推計をしてございますけれども、そんな関係もございまして、一応今現在の26年度末の3,000万の財政調整基金につきましては、一応全額とりくずす方向で、今現在は保険料を推計させていただいています。

ただ、認定者に対してサービスの量ということで保険料を出しておりますので、最終的にはその予防であったり、介護サービスの適正化に努めて、できるだけ基金に手をつけないようにというところでも取り組んでいきますので、最終的には3年後、ゼロになる可能性もありますし、また、若干残せることも予想はしておりますけれども、今現在の想定といたしましては、3,000万全額とりくずすという方向で保険料の上昇を抑えるというところで考えています。

あと2点目になります。多段階化でございますけれども、今回は、第5期の第1段階、第2段階が、第6期の第1段階ということで二つ一緒になっている形になりますので、第13段階につきましては、前年の合計所得金額が800万円以上というところで新規に設定をさせて、調整率2.1というのを新たに加えさせていただいております。

この合計所得金額800万円以上という考え方なんですけれども、医療の中にも、後期の中でも、医療の考え方で限度額の設定というところが、医療の考え方にございますので、その限度額に見合うような形で介護保険も800万円というところを上限に設定するのが、今回の第6期の保険料としては適切ではないかということで、第13段階の新規の2.1ということ調整率を加えさせていただいております。

あと3点目の低所得者の部分でございますけれども、議員おっしゃるとおりでございます。国2分の1、県と町が4分の1ずつということでなっております。

4点目のパブコメに関しましては、2月の頭から3月3日までのパブコメの期間ということで設定をさせていただきました。第6期の介護保険事業計画、あと高齢者保健福祉計画とあわせて、パブコメということで、保険料も出した中でパブコメをさせていただきました。意見としては、特に意見をいただいているという経過はございません。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

先ほど出ました多段階化につきましては、課長が説明したとおりであります。特に多段階化については、なかなかその辺は、開成町自体の全体的な対象者の所得が高ければいいですけど、やはり神奈川県でも多段階化をさらに進めているのは、鎌倉市であったり、座間市だったり、結構高いところですから、やはりこれ以上は無理なのかなというところが、事務方の実感でございます。

低所得者につきましては、この条例の4ページのところですが、第2項のところに、所得の少ない第1号被保険者についてはという云々がありまして、1号の規定にかかわらず、2万7,810円という形になっています。ここに公費、国とか、県とか、町と

か、その辺をつぎ込んでいくという形になります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

確認を含めて、国の考え方がかわってくるかと思うんですけれども、質問させていただきたいと思います。厚生労働省の考え方がいろいろと示されておりますけれども、先ほど言ったように、多段階については、今まで6段階から9段階に移行したと。それから、低所得者については、公費の投入等が出ていると。

そこで一般会計からの繰り出しについて、国は、これは認めないということが言われていると聞いておりますけれども、実態的にはそのような形なのかどうか。あるいは減免措置をそれぞれの自治体で考える余地はないのかという点でございますけれども、全額の減免は国は認めないというお話もいろいろ出ておりますけれども、その辺はどういう、今回の第6期の改定に当たって、指針として出されているのか。国は、介護保険料、公費を国の公費ですね、これをできるだけ出したくないという方向は、一段と強いと私は受けとめているんですけれども、この辺の国絡みの件ですけれども、どんな形にきているか、教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。国からの方針ということで、介護保険につきましては、被保険者全員で助け合う制度であるため、災害等の特別な事情がある場合を除き、全ての被保険者が保険料を負担することが必要であるとしており、恒常的に保険料を支払わないものが存在することは、制度趣旨から適当でないというところの方針を示しております。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、繰出金につきましては、国民健康保険のように、法定外の繰出金はないということに一応介護保険はなっています。

今回の改正で一番大きいのは、制度的な改正の中で、先ほどご説明しましたように、介護保険全般は50%が税金で、50%が保険料になっているわけです。その保険料について、1号被保険者、65歳以上の方が払うべき保険料率がだんだん上がってきている。1%とはいえ、そこは上がっているわけでございますので、そういう影響が非常に大きいと思っています。

また、もう一つ、神奈川県のような財政力豊かなところ、国は、普通の調整交付金をくれるわけでありまして、そこは税金の中で5%というところで、5%といえば、1億円を通常ならば超えてくるわけなんですけれども、実際は何千万単位でしか、1,500万とか、そのくらいしかもらえない。そのもらえない部分は、保険料に上乘せざるを得ない。その辺もなかなか厳しい状況だということところが、今回の状況であります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員、簡潔にお願いします。

○2番（高橋久志）

そうしますと、一般会計からの繰り出しというのは、国は認めていない。私は今非常に税の負担増が、町民からいろいろ聞いているところでございまして、介護保険料をできるだけ抑えてほしいという要望が出ているわけです。その点は、国同意ということの受けとめ方でいいのかどうか、それが一つ。

それから、先日、神奈川新聞の1月13日に、介護保険料、月5,177円に9年ぶり減と、こんな形の報道もされているわけですね。それからすると、若干開成町は安いのかと思うのですけれども、やはりもう少し工夫をしながら、税の負担軽減を含めて対応すべき課題だと。いろいろ検討された件がありますけれども、やはりこれは町民の感情からしても、19.8%の値上げというのは大き過ぎると思うのですけれども、それが仕方ないという形で我々は受けざるを得ないのかどうか。もし所見があったら、軽減策について、もっと別な方法はなかったのかどうか、検討されたのかどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

まず、1点目の一般会計からの繰り出しというところでございますけれども、今回、法律改正で第1段階の0.05、公費投入するという部分について、新たに公費は投入をしてございますけれども、それ以外の部分につきましては、一般会計からの繰り出しという、法定分以外の部分については、全く一般会計から繰り出しているということではございません。

あと、もう一点の、多分神奈川新聞に載っていたのは、第2号の被保険者の保険料が5,177円になるという記事だったと思うんですけれども、若干下がっているという傾向になったというところで拝見をさせていただきましたけれども、第2号の負担率が29%から28%に減っているというところも一つあるのかなと思っておりますけれども、いろいろ高齢者の推計であったり、認定者の推計であったり、給付費の推計ということで、いろいろ調整する中で、皆さんがサービスを利用していくというところを基本に考えると、5,150円というその伸び率等を考えると、かなり負担は増えてしまうなという気はするんですけれども、5,150円で第6期の保険料を定めていきたいということで事務的には考えております。

○議長（小林哲雄）

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。ちょっとお聞きしたい。この介護保険の一番大きな支出は、療養給付費ですよね、確か。ということで、この療養給付費が伸びていかなければ、上げる必要もないんだと思うんだけど、参考までに、この療養給付費の見込みをどういうふうに

見込んでいるのかというのがわかれば教えていただきたい。今わかれば今教えていただきたいし、もし無理なようでしたら、予算審議のときの本会議のときでも結構ですので、承知しておいていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

療養給付費というか、サービスの給付費という捉え方でお答えさせていただきたいと思います。いろいろ認定者の推計をする中で、給付額の見込みといたしましては、27年度、本当に介護給付という形で、居宅であったり、地域密着型サービスであったり、施設サービスと、あと介護予防の予防、要支援1と2の方の給付費のサービスそのものの給付費のトータルとしては9億円ほどになります。それ以外に、サービス以外に、高額に該当する方は、高額の部分につきましても保険料は出なくちゃいけないんですけれども、高額介護サービス費だったり、あと地域支援事業、介護予防のほうで、地域支援事業という事業を展開しておりますけれども、そちらの経費、あとそれ以外にも、特定入所者介護サービスということで、食費と居住費の軽減を図るようなサービスの内容とかというところを含めて、トータル的に、27年度については、総費用としては9億7,100万円ほど必要になってくるというふうに想定をさせていただきます。

27年、28年、29年ということで、3年間どのくらい総費用がかかるかということとをトータルしまして、最終的には、第1号被保険者の22%の分、あと財政調整交付金ということで、ほかの町が5%近くもらっている市町村もあるんですけれども、開成町は5%に満たずに、1%ぐらいにしか満たないので、あとの4%分を加味して、最終的に保険料を出してくるという形になります。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかにございますか。あるようでしたら、また、時間延長もしなくちゃいけないんですが、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

それでは、質疑はないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第12号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。もう一度立っていただけますか。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

教育委員会事務局参事より、先ほどの答弁の修正が入るそうなので、よろしくお願いします。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

議案第10号の訂正をさせていただきたいと思います。開成町立幼稚園の保育料等徴収条例の一部改正でございますが、訂正をお願いしたいところは、本紙の改正後の表になります。保育料の額、第2条第1号イのところでございますが、子ども・子育て支援法の後ろに、（平成24年法律第65号）、議案第10号の提案理由のところに書かれている同じ文書でございますが、（平成24年法律第65号）が漏れておりますので、加筆をお願いしたいと思います。お疲れのところ、申しわけございません。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

わかりますか。もう一度お願いします。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

議案第10号の本旨でございます。表が改正前、改正後ということでございますが、改正後の表のイのところになります。子ども・子育て支援法の後ろに、「（平成24年法律第65号）」を加筆させていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

提案理由の中に、括弧書きに書いてありますので、それをご参考ください。

よろしいですか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

大変失礼いたしました。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後4時50分 散会